

[北日本ガス株式会社]
国民保護業務計画

平成21年 5月

北日本ガス株式会社

第1章 総則

1 目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、北日本ガス株式会社（以下「当社」という。）の業務に関し必要な事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

2 基本方針

当社は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）、栃木県国民保護計画（平成18年3月31日作成）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

なお、国民保護措置の実施に当たっては、次の点に特に留意するものとする。

(1) 自主的な判断

国民保護措置の実施方法等については、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。

(2) 安全の確保

当社が実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に配慮するものとする。

(3) 関係機関との連携の確保

国民保護措置に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

3 計画の見直し等

適時この計画の内容について検討を加え、変更の必要があると認めるときは、広く関係者の意見を求めるよう努めた上で、これを変更するものとする。なお、この計画を変更したときは、速やかに知事に報告し、併せて関係市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

第2章 平素からの備え

1 活動体制の整備

(1) 連絡調整体制の整備

当社の業務に係る国民保護措置に関する事務について、当社内の連絡調整を図るために体制を整備するものとする。

(2) 緊急参集体制等の整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な体

制を迅速に確立するため、関係社員の緊急参集等について必要な事項をあらかじめ定めるものとする。

(3) 情報の収集・連絡体制の整備

当社が管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集・連絡できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めるものとする。

(4) 通信体制の整備

武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。

2 関係機関との連携

平素から関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

3 訓練の実施

平素より、的確かつ迅速な国民保護措置の実施が可能となるよう当社内における訓練の実施に努めるとともに、県、市町村等が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努めるものとする。

4 物資及び資材の備蓄等

(1) 物資及び資材の備蓄等

国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の把握に努めるとともに、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 当社が管理する施設等の整備等

当社が管理する施設及び設備について、国民保護措置の実施も念頭におきながら、平素から整備し、又は点検するものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

1 活動体制の確立

(1) 国民保護対策本部の設置

- ① 県に国民保護対策本部が設置された場合には、必要に応じ、北日本ガス株式会社国民保護対策本部（以下「社対策本部」という。）を設置するものとする。
- ② 社対策本部は、当社内における国民保護措置等に関する調整、情報の収集・連

絡及び当社内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

③ この計画に定めるもののほか、社対策本部の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

(2) 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、関係社員の緊急参集を行うものとする。

(3) 通信の確保

国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保するため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のため必要な措置を講ずるものとする。

2 安全の確保

国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、県等から提供を受けた武力攻撃等の状況その他必要な安全に関する情報を活用するなどにより、当社の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

なお、必要に応じ、知事に対して、国民保護法第158条第3項の規定に基づき、特殊標章又は身分証明書の使用の許可を求めるものとする。

3 国民保護措置の実施

当社は、指定地方公共機関（ガス事業者）の業務である、「ガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置」を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。

4 関係機関との連携

県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と緊密に連携し、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に努めるものとする。

5 情報の収集、報告及び提供

当社は、その管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集し、必要に応じ、県に報告するものとする。

また、国民保護措置の実施状況等について、ホームページ等を活用して、適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

6 当社が管理する施設の安全の確保

県等から当社が管理する施設の安全の確保についての要請等があった場合には、社員等の安全の確保に十分配慮した上で、巡回の強化など当該施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

7 安否情報の収集への協力

知事及び市町村長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、知事等が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

第4章 復旧等

1 応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保に配慮した上で、可能な限り速やかに、当社が管理する施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害状況等を把握するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。

なお、応急の復旧のため必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。

2 武力攻撃災害の復旧

当社が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃事態等が終結した後に、本格的な復旧を図るものとする。

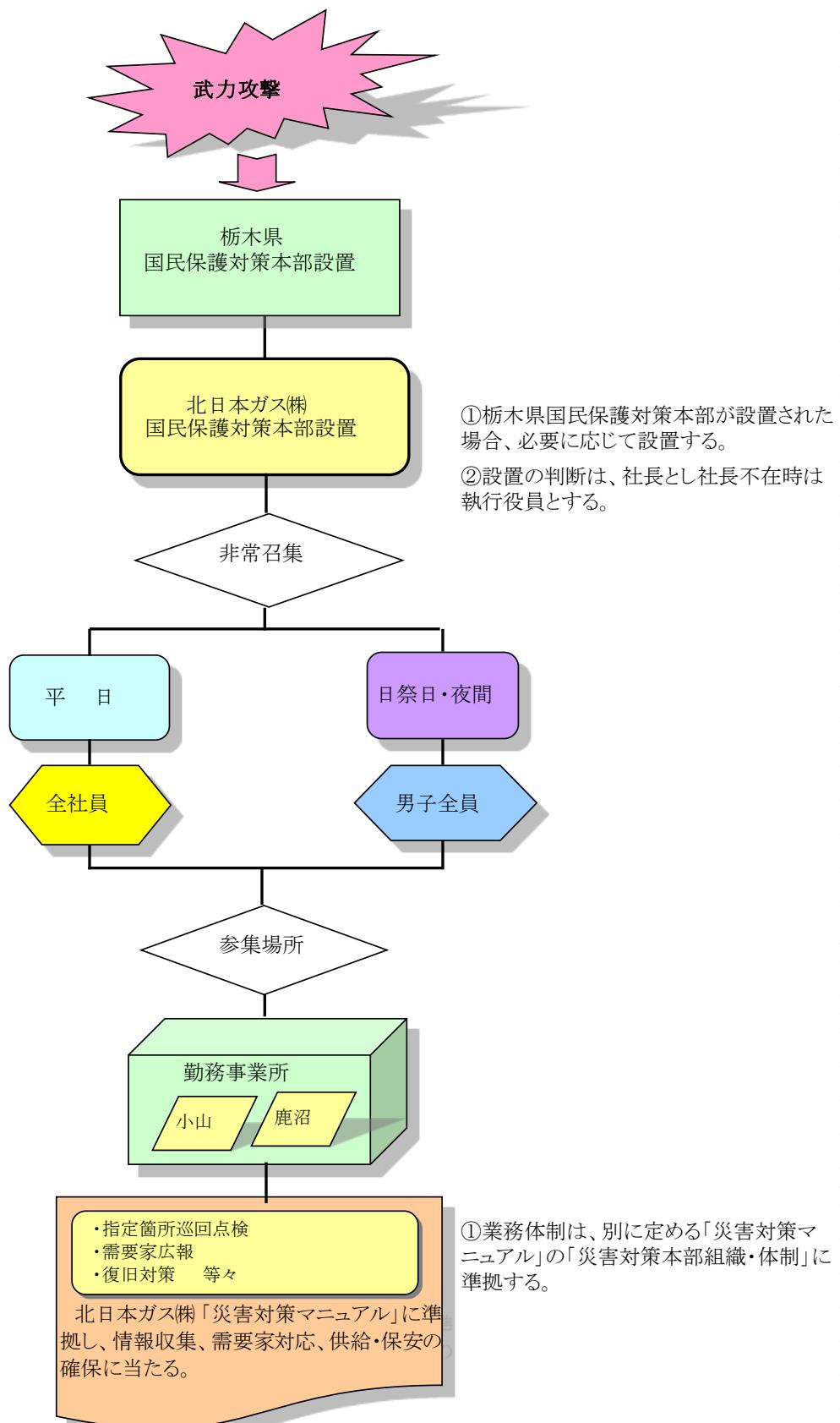
第5章 緊急対処事態への対処

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、武力攻撃事態等への対処に準じて行うものとする。

【別紙】指定地方公共機関の業務

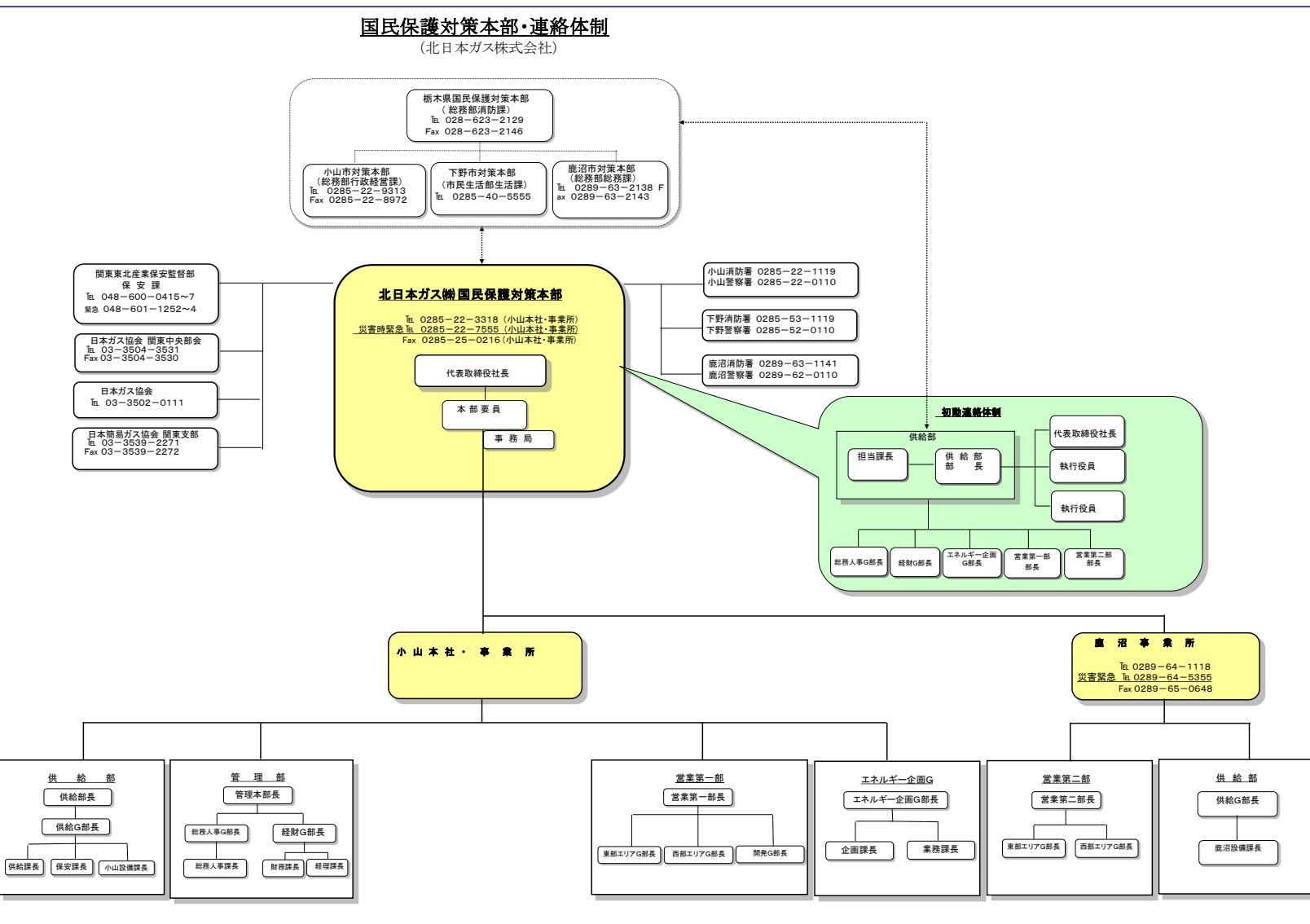
指定地方公共機関の種別	国民保護措置として実施する業務
ガス事業者	ガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置
運送事業者(旅客関係)	避難住民の運送及び旅客の運送を確保するため必要な措置
運送事業者(貨物関係)	緊急物資の運送及び貨物の運送を確保するため必要な措置
医療関係機関	医療を確保するため必要な措置
放送事業者	警報の内容の放送、避難の指示の内容の放送及び緊急通報の内容の放送
河川管理施設管理者	河川管理施設の適切な管理
道路管理者	道路の適切な管理

国民保護対策本部設置及び召集フロー



国民保護対策本部・連絡体制

(北日本ガス株式会社)



国民保護対策本部職務分担及び指示系統

1. 職務分担

組織・役職	職務内容
本部長	
本部参謀	本部長不在時の場合、本部長代理として指揮を執る。
情報収集	情報の収集、取りまとめ
広報	対外広報、関係官庁、関係会社への報告・連絡、調整
需要家対応	大口・一般需要家広報等
復旧工作作戦	災害緊急復旧対策の策定、実施
	↓
本部指令班	本部長指示事項の各対策班長への指示 本部長指示を得るまでもなく緊急復旧措置が可能な緊急対策の指示 ガス供給停止判断分析及び本部長指示に基づくガス経供給停止指示 災害情報及び指示事項結果等本部長への報告
	↓
対策班	
広報班	マスメディアへの広報・協力要請及び関係官庁・機関、関係会社への報告・連絡 広報・協力要請文作成
需要家広報班	需要家・地域広報及び協力要請 広報・協力要請文作成
総務班	本部の設営・庶務、社員の出勤・出勤確認、社員の安否確認 本部と各班との調整連絡、災害情報の取りまとめ・整理
無線班	点検巡回員、緊急復旧工作員等との無線交信 緊急復旧作業の指示(軽微かつ点検巡回員対応可能な復旧作業)
電話受付班	外部、需要家からの電話受付、問合せの1次対応
調達班	災害復旧資機材の調達、食料品、医薬品の調達、宿泊施設、駐車場等の確保
消火救護班	構内・事務所内の避難誘導、建物・製造設備等の消火活動 災害復旧工具等のけが人の救護、構内・事務所内のけが人の救護
設備点検班	簡易ガス特定製造所、充填工場、出井供給所、ガバナー、添架管等の点検及び緊急復旧対応
需要家資料班	需要家情報・保有データー保護管理 災害復旧対策に必要な需要家情報資料作成
導管復旧工作班	製造・供給設備、ガス漏れ導管の復旧対策及びガス供給停止対応
都市ガス工作班	ガス漏れ復旧作業、マイコン作動復旧 現場点検
LPガス工作班	ガス漏れ復旧作業、マイコン作動復旧 現場点検
製造設備班	製造プラント点検、計測機器類の監視、異常事態緊急対応・報告 製造停止対応

*班編成

国民保護対策本部長は、「災害対策本部組織・体制」に準拠して班編成および要員配置を行うものとする。

2. 指示系統

